

草木の排出方法について

前回の審議会で、有料化を実施した際の指定袋に入れづらいごみ、特に草木の排出方法について懸念する意見が委員から出されました。そこで、県内の有料化を実施している自治体の草木の排出方法について調査しました。

全ての自治体において、袋に入る大きさまで小さくして出すように周知しているとのことでした

市名	出し方
下関市	10 kgを超えるもの、袋に入らないものは月に2回の粗大ごみの日に出す。 その場合別に粗大ごみ処理手数料がかかる
山口市	指定袋に入る大きさにする。入りきらないものについては、ひもで縛って指定袋(大)を枝木に巻き付ける。
萩市	50 cm程度の大きさに束ねて指定袋(大)に巻き付けるか、収集券（粗大ごみの扱い）にて対応
防府市	指定袋に入らなければ焼却場に直接搬入
岩国市	指定袋に入らなければ焼却場に直接搬入
柳井市	指定袋に入らなければ焼却場に直接搬入
美祢市	指定袋に入らなければ焼却場に直接搬入
山陽小野田市	指定袋に入らなければ焼却場に直接搬入